

老人保護措置費負担金の算定誤りについて

環境上の理由や経済的理由により自宅で生活することが困難な高齢者が、養護老人ホームに入所した際に、本人の収入状況に応じて徴収している「老人保護措置費負担金」について、次のとおり誤った算定方法により徴収していた事案があったため、その内容について公表します。

1 算定誤りの概要

養護老人ホームの入所者から、土地の売り払いで収入が増加するが、老人保護措置費負担金がどうなるか相談を受け、過去の類似するものを調査した際に、国の通知と異なる取り扱いとなっていたものを発見した。

このため、毎年度提出される「収入申告書」が確認できる（保存年限は5年）、平成29年度から令和4年度までの全件を調査した結果、以下の算定誤りが判明したものの。

(1) 正当な金額が低かった事案（平成30、令和2～4年度）

- ・人数 20人
- ・合計額 1,668,401円（年額 最高額284,400円 最低額438円）
還付加算金 14,800円
総額 1,683,201円
- ・主な要因
 - 配偶者の未支給公的年金について、本来は一時所得として所得額を算定するところ収入額を認定
 - ※所得額は収入額から必要経費等を差し引いた額

(2) 正当な金額が高かった事案（令和2～4年度）

- ・人数 4人
- ・合計額 248,400円（年額 最高額60,000円 最低額24,000円）
- ・主な要因
 - 個人年金について、本来は年金収入として収入額を算定するところ所得額を認定

2 対応方法

(1) 正当な金額が低かった事案

- ・本人（死亡者5人は相続人）及びご家族に連絡、謝罪のうえ、地方自治法第236条第1項及び返還金支払要綱に基づき、平成30年度まで遡及して還付する。
- ・還付加算金については、地方税法の例により算出する。

(2) 正当な金額が高かった事案

- ・国からの通知「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則（平成18年1月24日老計発第0124001号）」に基づき、誤りの責任が本人にない場合は、誤認を発見した翌月から徴収額を変更する取り扱いとなっている。
- ・既に年度が終了していることから、遡及して徴収額が変更できないため徴収しない。

3 再発防止策

申告様式の改善と申告方法の詳細な説明文の作成、複数名によるチェック体制の強化、事務マニュアルを作成し引き継いでいくことで再発防止を図る。